

# 思想界の動搖と我が國體觀

本 郷 房 太 郎

歐洲大戰の影響によつて、世界の思潮に一大變調を來したことは、何人も認める所であつて、又識者の深く憂慮して居る所である。而して其思潮は流れて帝國の領域に及び、今や我が國の思想界は少からず動搖を起し、其紛亂の甚しいことは、實に近代稀に見る所の現象である。或る者は一も二もなく外來思潮を嫌忌し新思潮を危險視して、之に反撥し之を排斥することに力を注いで居る。又或る者は、此の變調を帶びた新思潮は、世界の大大勢であるから到底是に抵抗することが出來ないものであるとし、是に乗じて徒らに外來の思想に迎合することを力めて居る。固陋偏狹なる論や輕佻矯激の説などが、右から左から殺到襲來して、應接に遑がないといふ有様である。予輩の見る所によると、徒らに守株を事とし舊思想に囚はれて、民心の開展發達を阻害するといふことは固より非であるが、妄りに新奇を衒ひ、詭激な言論を弄ぶことも、亦世道人心を蟲害するの甚しいものであると思はれる。必ずしも、舊いものが是といふこともなければ、新しいものが非といふこともない。此の際、予輩の取るべき態度は、要するに中正の見を以て取るべきは取り、捨つべきは捨て、保守と進取と各々其の宜しきを得るに存するのである。

併し、事は言ふに易く行ふに難しで、苟も常識のある者ならば、誰しもこれだけの道理を辨へて居ないものは無からうが、さて是を實行するといふことになる、容易でない、思ふに、現代の思想界に於いて、一は極端に守舊に偏し、一は極端に新奇を追ひ、甲乙互に意見を異にして、兩々拮抗して相譲らないといふことは、一面から見ると、決して不思議の現象でもなければ、不可解の事態でもない、さうして又さして悲觀する必要もなければ、慨嘆するにも及ばないと言へる。何となれば、何れの時、何れの所にも、新舊思想の衝突、異説の抗争といふことは免れないことであつて、何も今日に始まつたことではない、ただ其の間に緩急の差あるのみであつて、新舊思想の相扞格し、異説の相切磋することによつて、進歩が見出され、又彼れとこれと相牽制することによつて事理の中庸を得ることも出来るからである。併し又他の一面から考へると、ただ斯く樂觀ばかりして居ることも出来ない。何となれば思想の衝突は必しも憂ふべきことでないとしても、其の懸隔が餘りに甚しくて、其抗争が餘りに激しく爲ると、益々兩者の敵愾心を熾んにし、反目排擠の勢を増大することゝなり、且つ此の紛争が人々の根本思想に著しい差異が出来て居る結果とすれば、之は由々しい一大事であつて、引いては國民精神の統一を破壊し、國家に重大なる禍を及すやうになるからである。

そこで、現時の思想界の動搖は、樂觀すべき情態にあるか、はた悲觀すべきものかといふと、予輩は靜に最近の言論界思想界の趨勢を觀察して、大體としては悲觀に執着すべき必要はないと考へる。何故

かといふと、此等の議論が、時の経過すると共に、抽象的から具體的に、相殺的から補正的に、反撥排擠から調和統一に向ひつゝあつて、此の間に双方の誤解はとけ、邪說僻論と思はれるやうなものは姿を潜め、極端論は左右から次第に相近づき、思想界の大勢は漸々に中正な歸著點に趨きつゝあるやうに看取されるからである。是は寔に國家の爲に慶すべきこと、いはねばならぬ。我が帝國は過去多年の間に幾多の外來の教義學說を迎へ、時に國民の思想に動搖を來したことはあるけれども、我が國固有の偉大なる包容力と萬古不易の國民精神とは、終によく是を同化して、敷島の大和錦に織り成した歴史を有つて居る。此の點から見ても、我が國現下の思想界の動搖は遠からずして終りを告げ、中正なる歸著點に落付くであらうといふことは想像するに難からぬことである。予輩は大體に於て如上の樂觀を有するものであるけれども、猶其處に一縷の憂慮すべきものが存するといふ考を禁じ得ないものがある。それといふのは、外來思想を同化するといつても、ただ是を自然の成行に放任して置いてよく行はれるものではない、必ず我が國の根本主義を確立し、是を標準として外來思想を批判し取捨し、而して是を同化するやうにしなければならぬ。然るに世上の論議の中には、此の根本主義に於て、予輩と異つて居るものがあるのではないかと、思はれる節がないでもない。是れ實に予輩の憂慮を禁じ得ない所以である。

然らば、我國の根本主義は何によつて定まるかといふと、我が國體によつて定まるのである。すべて國家は、予輩の後に詳かに論ずるが如く、其の國體を具へて立つて居るものであるから、其の國の根本

主義は、當然其の國體に本づき、以て其の國運を隆盛ならしむべきものでなければならぬ。身體を本としない衛生の原則なるものがあり得ない如く、國體を本としないで、國家萬事の根本主義を定め得るものでない。而して國家には各々其の特種の國體があるから、各國皆其の特種の根本主義の存することも亦當然の事である。特種の國體に本づいた特種の根本主義の存するのが、即ち天地の公道、人倫の常經であつて、道德一般の原理から見て、斯くなければならぬことである。かく其國の根本主義は、其の國體に依つて定まるものであるから、其の國體を自覺し、純正なる國體觀を立てるといふことが、其の國民に取りて、最も根本的に肝要なこととなるのである。純正なる國體觀が確立するならば、たとひ一時異論說異紛亂しても、何時しか其の解決を得るやうになるのである。我が國に於て古來幾多の外來思想を取捨し同化したのも、要するに國體觀念が、其の中心の勢力となつて居るのである。それで、予輩は茲に最も純正的確と信ずる國體觀を叙述して、聊か參考に資したいと思ふのである。

順序として先づ一般の國體觀から述べやう。均しく國家といつても、其の國の歴史、組織及び實質等に於て、それ／＼差異があるから、従つて國家觀も亦全く一樣なるを得ない。古代希臘に行はれた國家觀と近世歐米諸國の國家觀との間に違ひがあり、同じく近代の國家でも、今日まで英と獨とに行はれた國家觀に違ふ所があるといはれて居るのも、是が爲であつて、必しも孰れを誤つて居るとも正しいともいふことは出来ない。併し三千年の昔希臘の一哲人は「國家は最高の道德である」といつたのは、理想

的の國家を説明したものに於て、實に千古不磨の名言であると思ふ。蓋し、人類は國家に於て始めて十分に其の本性を充實し、完全に其の道德生活を營むことが出来るのである。若しも國家といふ組織的の社會が存在しなかつたならば、職業地位などを異にして居る人と人との有機的結合を完全にすることも出来ず、已等の社會を、一個の系統ある組織體として、調和し共存することも出来ず、人々の間に紛議が生じても合理的の解決を得ることが難く、生命財産の安全をも望み難い。要するに國家がなければ、人類本然の性能を十分に發揮することが不可能となるのである。此等の道理は國家と稱すべきほどの社會組織を發展して居ない野蠻未開の人類生活、又は亡國の人民の實狀などを觀たならば、眞に明白に解し得られる所である。尤も人類が或る種類の社會を成して居る以上、其處に或る種類の組織や調和を主に、従つて或る種類の道德的意義の存する生活をして居ることはいふまでもないが、此等の眞個完全なる情態は獨り國家に於てのみ行はれるのである。一國內の部分的社會や超國家的の社會などは孰れも人類社會の完全なる綜合的の組織體といふことは出来ない。是れ即ち國家が人類の最高の道德なる所以であつて、國家こそ人類に最も大なる生存の意義を興へる有機的組織體である。故に、國家のいふ組織的社會の中に於て、個人がよく是を調和し、己の分を守り己の務を盡し、一身を以て國家の公に奉ずるといふことは、決して個人の意義を没却したものでなく、個人の權威を無視したものでない、却つて自己の尊重したものである。人格の本領を發揮したものである。國家を離れて決して完全なる意義を有す

る個人の生活を見出しるものではない。

抑々國家は土地と人民と主權との三つの要素をせる最高の組織的團體であつて、他のあらゆる社會に超越して重要な意義を有して居るものである。世界の文明、人類の幸福といつても、皆國家といふ組織の力に依つて始めて完成せられるのである。古來國家組織を過小であるとして、世界の人類悉くを、或は無形的に、或は有形的に統一しようともいふ考を抱き、其の實行を企てたものもある。即ち宗教又は道徳を以て精神的に世界を統一しようとし、或は又絶大なる威力によつて世界を一人の主權の下に統治しようとしたものもある。併し此の事は歴史の示して居る如く遂に實現されたことはない。又近くは講和會議に於て、世界の平和確保の目的で國際聯盟に至上裁決權、國際武力等の超國家的權力を賦與することが企畫されたがも不能に了つて居る。要するに、世界を打つて一團とし、之を以て現代の國家に代へ、人類最高の道徳團體としようといふやうなことは、予輩の考慮の及ぶ限りに於ては今猶夢である。此等の理由から考へて見ても、土地人民及び完全なる主權の三要素から成立して居る國家といふ組織體こそ、實に將來久しきに亘つて、個人の福祉を増し、世界の文化を進めるに最も適當したものである。故に各個人が人類の一員として、世界の爲に貢獻しようといふことは固よりよいことで、進んで爲すべきであるけれども、是れが爲に愛國心を以て偏狹なるものと嘲けるが如きは、不心得の甚しきものといはねばならぬ。世界の人道博愛といふのも、愛國の徳と一體のものとして始めて最もよく實現し得

るものなることを知らねばならぬ。又國家は他の國家と互に親和して、國際協調の實を擧げ、世界の平和を確保し、人類の福祉を増進することは極めて必要のことであるけれども、國家は其の本來の性質上、飽くまで完全なる自主獨立を保ち、自彊を圖らねばならぬ。若し空想に囚はれて國家を鞏固にすることを怠り、之が爲に國家の衰頽を來すやうなことがあつては、人民の福利を失ふばかりでなく、國家組織を通じて、世界の文明に貢獻することも出來なくなつてしまふ。此等の點は世界人類といふ立場からも、篤と考慮して置かねばならぬことである。

以上述べたやうに、國家は最高の組織的社會であつて、各個人は國家の中に於て、之に依り之を通じて始めて其の生存の意義を全うし、進んでは、世界文化の向上を圖ることも出來るのであるから、個人はよく此の國家といふもの、本義を會得し、國家に就て明確なる自覺と強固なる信念とを有することを必要とする此の國家精神の強弱は、實に國家の結合の張弛を意味し、國家の盛衰のよつて岐れる所となるのである。歐米の諸國民は這次の大戦争によつて、其の教訓を受け、其の試煉を経て、主民的自覺を喚起し愛國心を強烈にした。此等諸國民は共に、世界に立ちて、我が國運を永遠に隆昌ならしめやうとするには、更に、國家精神を開發し砥礪する所がなければならぬ。

予輩の國家觀は大略右の如くであるが、次に國體觀に就いて、聊か説明を試みよう。國體とは何ぞやといふに、廣義には國柄即ち其の國の性質をいひ、狹義には主として國家の主權の存在せる根本組織の

體制をいふのである。國體とは區別して考ふべきものであつて、政體は立憲又は專制など政治運用の組織の體制をいひ、國體は國家の組織其の者の根本の體制をいふのである。國體には種々あつて、通常主權が君主に存する場合に之を君主國體、人民に存する場合に之を民主國體と分類して説明してあるけれども、其の實國體は各々皆特殊なる所があつて、同じく民主國又は共和國などいつても、それ〴〵特殊なる所があるし、君主國といつても亦それ〴〵別異なる所があるから、到底之を簡單に分類して一律に論ずることは出来ない。殊に我が國は君主國であるといつても、他の君主國とは大に越きを異にして居るのであるから、是に關しては後に詳説することゝして、茲には先づ我が國以外の君主國と共和國とに就いて若干研究して見よう。歐米諸國皆各々特殊なる所があるけれども、之を我が國に比べると、各國共通の性質が多いやうに思はれるから、此には主として其の點を論じよう。

歐米に民主共和の國の多いのは、當然の事であると思ふ。最近露、獨、奥の三大國が國體を變更して共和國となつたのも格別異とするに足らない。何んとなれば歐米諸國は其の文明の淵源たる昔の希臘を始めにし、すべて民主的の性質を帯びて居らぬものはない。彼等國家の起原を見ると民主的に出來たもので、征服又は推戴などによつて、君主國が出來ても、其の本旨は皆人民本位になつて居る。すべて民主的の國家の一般に弱と點する所は、國家を統一する中心權力の確立し難いことである。それで、其の必要もあつたらうが、又君主自身の權力を強くしようとする爲でもあつたらうが、君主神權説を唱へ、君



權を絶對に超越した尊嚴なるものとしやうとしたものがある、前獨逸皇帝が君主神權説を有つて居つたといふ事は頗る時代錯誤のことであつたけれども統一難なる國家に於て其帝位を固める一の手段であつたと思はれる。併し、それには到底成立すべき性質のものでなかつた。元來歐洲の君主國は其の實多くは征服國家である。西洋の社會學者に國家征服説を立て、國家は強力に本づく征服によつて成立つものゝやうに説いて居るのも、彼等建國の歴史のみから觀ての見解とすれば無理ならぬことである。斯く強力の征服によつて得た所の君位を、精神的に尊嚴ならしめやうとして君主神權説を唱へても、其處に不合理なる所があつて、容易に人民首肯する所とならぬのも亦當然の事といはねばならぬ。

歐洲の民主國の中には、時に明君賢主といふべきものも出たが、君主や貴族が甚しい壓制を施し暴虐を行つて、萬民の塗炭に苦んだことも亦頗る多かつた。其處で近代に至り世の文運の進むと共に、人民の自覺が起り、自由民權思想が盛んになり、遂には北米合衆國の獨立となり、佛蘭西の大革命となつたのである。當時此等の大活劇を起し來つた思潮の中流には天賦人權説なるものがあつた。其の主張は、人は生れながらに絶對の自由を有し、全く平等に造られたものであるといふのである。此の説に従へば、國家は固より人民各個の自由意志の契約より成つたもので、所謂國家契約説なるものが眞理のやうに考へられた。此の種の思想からいふと、國家が若し君主なるものを置いて、それは人民の福祉を保護する一の機關たるに過ぎないといふことになる。かゝる思想に對して、君主神權説が何等の權威を有しな

いことは、もとよりである。此の民主的思潮の大勢力にとても抵抗することは出来ないので、歐洲の君主國では、其の國體政體に就いて改造が行れた。其の中には全然民主共和の國となつたものもある。君主國の形のみを存して其の實憲法に於て主權在民の旨を明にしたものもある。或は立憲君主國又は民主的君主國とも稱せられるやうに、君主國體と民主思想との調和を計つたものもある。或る獨逸書に「立憲君主國では、主權者を変へることなく、國民をして立法行政に參與させる政治の形式を發見したのである。さうして民主々義の諸原則は、君主國たる我が國に漸次採用されるに至つた」と説明して居るの

は、上述の最後の場合を指したものである。斯かる経路に由つて、現代の歐米諸國の如きは、或は其の傳統的思想である所の民主々義を十分に徹底せしめようとして民主共和の國體を採り、或は單に君主國たる名目を存するのみで實質に於ては民主共和の國となり、或は君主國を民主思想とを結合して立憲君主國を立てたのである。尤も、此の間に露國のやうに久しく君主專制を持續した例外もあるけれども、概していふと民主共和と論るか、又は之に近づくべき趨勢を作つたのである。それで歐洲の立憲君主國と稱するものは、寧ろ民主的君主國といふのが適當な位で、因襲上君主國の名を存續して居るに止まり、其の實、立國の精神は夙に民主的のものとなつて居ると考へられる。獨逸の如きは、一見皇帝が實際に主權を掌握して居つたやうに思はれたが、是も主として「ホーヘンツォルン」家數代の治績と前帝の英資とに由つて、僅に保たれて居た現象で、決して獨逸皇帝固有の主權として完全なるものでなかつた。

今度の事變がない前に於てすら、皇帝百歳の後、猶君主制を持續し得るや否やは甚だ疑問であると考へて居たものもあつたのである。果せるかな今次の國家存亡の危機に際して、忽ち君主制の變更を見るに至つた次第である。要するに十九世紀以來歐洲に於て君主制を存続した國は、唯從前の因襲的慣性に本づいたもので、名は君主制といつても、其の性質は民主化して來たことは、争はれぬ事實で、民主共和の國となる一階級に外ならなかつたとも云ひ得ると予輩は信ずる。今回の大戦役を機會として、更に幾多の共和國の現出したのも、以上の見解に従へば、寔に當然な歸結であつて、何等異とすべき點を見出さないのである。斯の如き過渡的性質を有する歐洲の立憲君主制と我が國のそれとは全然趣を異にして居ることは、極めて明白な事で、予輩は後に至つて、更に是を詳に論じたとい思ふのである。

歐洲諸國の君主制は概して以上述べたやうなものであるから、之を共和國に比較して見るに、實質に於て殆ど大差はないのである。即ち現代の共和國は、希臘時代の民主政治のやうに人民の直接支配の制度は採つて居らず、人民は選舉權を行使するだけで、直接に政治を行ふものではない。此の點に於ては共和國も何等異なる所はないのである。次に元首は人民の選舉に由り一定任期の大統領であり、君主國の元首は世襲の君主であるが、米國民の如きも、唯直接に大統領を選舉し得るのみであり、佛國の如きも其の大統領は上下兩院の會合たる國民議會で之を選舉するのであつて、人民一般が直接に選舉するのでなく、其の任期の如きも佛國では七年の長きに及んで居る。一方君主國の帝王は、歴史の證明して居るや

うに、彼等國民の頭腦を支配して居る主義に本づき、民心の歸嚮と承認とを失ふときは、其の位に留ることが出来ないのであるから、之とて無期限の大統領と殆ど擇ぶ所はない。たゞ彼れと此との間に形式上若干の差があるのみであるといふを憚らぬ。次に元首の權能の問題であるが、大統領には裁可權こそなければ拒絶權を有して居るものがあつて、米國の大統領の如きは、殆ど立憲國の君制と同様の權能を與へられて居る。又、佛國大統領の如きは超責任の地位を有つて居るといふ風であるから、彼の歐洲君主國の君主で、形式上裁可權を有つて居るが、兩院の決したことは事實上不裁可とすることは出来ないものに比すると、殆ど權能上に大差はないのである。その他、起居行動等の點に於ても君主と大統領と殆ど何等の區別のないことは、足一度歐米の地を踏んだもの、齊しく首肯することであらう。之を要するに泰西の君主國と共和國との元首の間には事實上の大差はなく、唯前者は形式の上に於て、民時々の輿望を背景としない不利がある代りに、國民の尊敬と親愛とを世々累加する道德上の利益が元首選舉に伴ふ煩雜や紛争やを避け得るの利益を有し、後者は現代の民主々義の理想から割出された形式を取つて居るから國民の意志に吻合し易い特長があるにしても、其の實舉國一致の民選元首といふものは容易に有り得ないことで、諸勢力の上に超然として鞏固なる國家の中にとり得ないといふ不利益を有つて居る位が、兩者の差異の要點であると思ふ。

さて我が國體に就いて考へてみるに、上來述べ來つた諸外國の國體とは、其の成立の根本に於て全然

異つて居るのである。等しく立憲君主國といつても、其の精神其の實質に於て全く異つて居るのであるから、決して是を一律に見てはならぬ。以下予輩の我が國體觀に就て聊か叙述を試みよう。世に普通の分類に従つて、我が國體を君主國の中に入れて居るものがあるけれども、單にかゝる言葉を以て、一口に我が國體を言ひ表すことは不可能である。同じく君主國といつても他の君主國とは全く名を同じうして實を異にせるものである。即ち我が國體には特有の精華がある。我が國體の精華とは何であるかと云へば、畏くも 先帝陛下が下し賜うた教育に關する 勅語の中に「皇祖 皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ」と宣はせ給うた所に盡されて餘蘊がない。實に我が國は 皇祖 皇宗の肇國の始より宗家にまします 皇室に於かせられては、萬世一系の皇統は連綿として變らせ給ふことなく、我等臣民の父祖の上に君臨しまして今日に至つたのであつて、君臣の分義は開關の昔より定まり、御歷代の御仁徳は臣民の渴仰する所となり、君臣の情誼はさながら父子の親の如く、年を経、代を重ねて愈々其の深甚を致し、臣民は世々に天壤無窮の 皇運を扶翼し奉りて曾て少しも渝ることはない。即ち我が 皇室は諸外國のそれとは異つて、或は契約推戴により、或は征服威壓により、或は又人民が先づあつて、其の便宜のために入爲立的にてられたといふか如き類でない。皇室は初より正さしく我が國の自然の絶對の中にとし、てなし給ひ、君臣の分義は本支自然の關係により國家は眞に一家族を擴大したものだといふべきである。其

の間時に多少の歸屬の民を交へることがあつても、此等は何れも皆、國體といふ無缺なる金甌の坵塙ウツタの中に熔和し同化して各々其の處を得、全體が渾然たる一大團圓となつたのである。又近時新に土地人民を包容することがあつて、國家の體制には何等の變更もなく古來の歴史を承けて益々國體の精華を發揮せんとしつゝあるのである。それで我が國は族長統治の國柄を有するものであつて、かゝる國體は渾圓球上我が國より外には、又とないのである。此の特有の國體こそ實に我が國の我が國たる所以であつて、古來我が國が完全なる一國として存續し、曾て其の自主獨立を失つたこともなく、全體に統一され易い性質を有し、其の國運が永遠に隆えて行くのも、實に此の萬世一系の 皇統を絶對の中樞とせる家族的國家たるのに因由するのである。

以上は我が國體の精華を簡單に要約して述べたのであるが、此等の種々の事柄の中でも特に 皇統の一系であること云ふことは、世界無比のことで實に奇蹟とも謂ふべき國體の根幹である。それで大義名分を明にし、皇位の尊嚴を仰ぐといふことは、我が國の至上の要道となつて居るものである。長い歴史の間には、臣子の分を辨へず、天成不磨の國體を紊らうとしたものが絶無といふ譯ではないが、まことに寥々たる晨星よりも猶少なく、しかも上下三千年を通じて一も成功したものがない。平將門の如きは不臣の一例であるが、其の得た所は天誅のみであつた。彼は自ら我に弓馬の道足り兵力は強いから、以て帝王たることが出来ると思つた。偶々一狂人が帝位を彼に授くと言つたとかで大に喜んで自ら新皇帝と

稱したけれども、誰あつて之を承認しようぞ、彼の弟すら「帝王の業は濫りに智力を以て争ふべきにあらず」と否認したではないか。是より前妖僧道鏡が不臣の心を抱いた折りにも、誠忠なる和氣氏があつて、神託によつて之を廟堂の上に一碎きにして了つた。古往今來非望を懐く者は、帝國臣民の擧つて其の肉を嚼はんとする所である。

國體が上述の通りであるから、我が國に於ては、忠君と愛國との一致が完全に行はれる。蓋し君が在つて國は存する、君がなければ國も存し得ない。それで國を愛する精神は、君に忠なる精神と常に必ず一致する。此等の事理は、我が國民には、別に深い説明を待たなくても、了解の出来ることであるが、國體の根本を異にして居る外國人には、如何にしても其の疑を氷釋することは出来ない。是と反對に我が國民が諸外國の歴史を閲して、其の人民が國を愛する爲に、時として君主に反抗し、國を思ふが爲に時として君主に敵對し、甚しきに至つては之を逐ひ、之に刃を推したと云ふ事蹟を見ると、如何にも心外で、他邦の事といひながら其の逆惡を憎まずに居られない程であるが、彼等に取つては一向平氣で、何等奇異とも思はぬやうである。最も近い例は獨逸其の他の革命に於て之を看ることが出来る。獨逸國民の愛國の心強烈なことは、夙に定評のあつた所で、今次の大戦役にも活きた愛國的の事例は數へるに遑がない様である。然るに彼等國民は國を救はんが爲に、國の彈力を喪はざらんが爲に、將た又休戦媾和の條件を緩和せんが爲に、皇帝を逐ふことを顧みなかつたではないか。尤も彼等國民中にも皇帝の退位を痛

惜し、之に同情し、更に進んで復位を企てる者もないではない、元の宰相が前帝に代つて聯合國の裁判を受けんと請うた如き、陸軍の將校に帝制復興を圖りつゝあるが如きは其の例證である。併しながら、斯の如きは、唯一片の同情心若くは報恩の念に本づくもので、之を我が國民固有の皇室に對する忠義心に比較すれば、全然其の根柢を異にして居るのである。序ながら茲に一言して置くが、祖先崇敬の美風も、亦我が特有の國體に關聯して離れることの出来ないものであつて、他國に類例を見ないのも亦當然のことである。我が國に於ては、忠君の徳、愛國の徳、又は祖先崇敬の徳などは皆一體不可離のものであつて、我が國民道徳の中樞を成して居るのである。

予輩の國體觀は大略以上叙述した通りであるが、尙國體觀に關聯して、我が邦の政體に就いて卑見を陳べ、以て此の國體觀を補つて置きたいと思ふ。由來、西洋では國體と政體との區別が判然して居ないのであるが、これは彼等の建國の歴史を觀察したならば、何人も容易に其の理由を了解することが出来るのであるが、これは彼等の建國の歴史を觀察したならば、何人も容易に其の理由を了解することが出来る。先人の話にも「世態變う。併しながら、我が國に於ては國體と政體とを明確に區別することが出来る。先人の話にも「世態變遷すとも大義存す」といふことがあるが、之は世の有様が如何に變遷しても、忠君の大義は永久不變であるといふ意味で、換言すれば國の政を行ふ形式は時代に由つて變つても、主權の所在に變りはない、即ち國體は決して變るものでないといふ意味にも解せられる、至言といはねばならぬ。外國では國體の變更が直に國家の根本組織の變更即ち革命となることが屢々であるけれども、我が國に於ては王朝時代、



武家時代、現下の憲政時代などと政治の組織體制は、それ／＼變つても、國體には未だ曾て何等の變更を見たことはない。之もたしかに世界に類のないことである。そこで我が國現下の政體は何であるかといふと言ふまでもなく立憲政體である。而して我が國の立憲政體は如何なる意味を有するかといふと民意の暢達、公論の尊重を目的とする政治組織をいふのである。我が國の統治權が上御一人に在ることは今も昔も變りはないが、社會が複雑になり人事が多端となつた今日、萬機に就いて直接親政といふことは不可能であり、さりとて少數の爲政者に政治を御任せになりても少數者だけで國家を負擔し國運を發展せしめることはもとより困難であるし、其の上動もすれば時に私曲非違の行はれる恐れがある。又、一方歴代の天皇が大御寶とせられた人民は形而上にも形而下にも、共に往昔に比べると著しい發達を遂げて來て居るから、之に相當の自治を許すことは、其の道を得たものであり、又人民を單に政治の目的とするばかりでなく、之を政治に參與せしめると、其の懿徳良能の眞の進歩發達を望むことも出来るし、又人間には感情の相對性といふものがあつて、如何なる仁政善治の下にも、それに自らの意志が酌まれて居らぬ限りは、往々にして不平不満が起り易いといふやうなことがある。要するに國家の事は國家を組織して居るもの、全體の負擔とし積極的に全體の力をはたらかせることを理想とするのであるから、夙に明治維新に際し五條の御誓文に御示しになつた國是に本づき人民の翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せんことを御望みになつて、人民の正當なる意志を參酌し、人民を政治に參與せしめるといふ此

の立憲政體を 上御一人の聖旨によつて確立せられたものと拜察する。固より此の政體が制定せられるに就いては、歐米諸國の制度文物が參考に供せられ、採用せられたことも多いのであるから、其の形式は彼此相類似して居つても其の精神に於ては決して全然同一ではないのである。我が國の立憲政體に在つては政治力めて國民の意向に隨はしめられるのであるが、最終の決定權は名實共に完全に 上御一人に在ることを銘記せねばならぬ。

我が國の立憲政體の趣旨は憲法發布當時の御告文勅語に御示しになつた通り 皇祖 皇宗の遺したまへる政治の洪範を紹述し臣民翼贊の道を廣めようと思はれたもので、欽定の憲法に於て政體のみならず國體をも明にせられたのである。併し、此に注意して置かねばならぬことは、我が國體は憲法に制定せられたこと及び其の内容に由つて、愈々益々炳かにせられたまでのことで、憲法に由つて始めて國體が確定されたものでは斷じてない。若しそんな事を思ふ者があつたなら、それこそ由々しい謬見である。國體其の者は實に不文の典章として、既に開關の昔から定まつて居る。天孫降臨の際に於ける 天照皇太神の神勅に此の義が最も著しく宣明せられてある。此の點は我が國民のくれぐれよく心得て置かねばならぬ所である。

以上は予輩の國體觀であるが、此の國體觀は、たゞ之を知つて居る理解して居るといふだけでは足りない。更に進んでそれが強固なる信仰とならなければならぬ。否之を真に知り真によく理解したなら

ば、必ず強固なる信仰が確立する筈である。まだ信仰が確立しないならば、畢竟其の理解もまだ不徹底のものたるを免れない。予輩は我が國民が此の純正なる國體觀を立て堅確なる信仰の域に進まんことを切に希望する。此の國體觀が立ち信念が定まつた以上、如何なる新思想、如何なる外來思想に遭遇しても、毛頭も之を恐れたり、引込思案をしたりする必要はない、寧ろ進んで此等の思想に當つて見て、之を解剖して分析して見て、其の取るべきは取り捨つべきは捨て、取つたものは着々同化して行くがよい。鵜呑は禁物であると共に、喰はず嫌も亦感心した話でない、要は純正なる國體觀を至上の標準として思想界に勇往邁進し、苟くも我が國體に合致しないものを以て我を強ひようとするやうなことがあるならば、刀にかけても之を拒斥し征服すべきであるが、又研究の結果移して採るべきものは、之を受け容れるに吝であつてはならぬ。退嬰逡巡は神州男子の取らざる所。唯茲に注意を要するのは、近頃巧みに外面を修飾して、内實危険の思想を傳播しようとする所謂「プロバガンダ」が所在に少からず行はれて居ることである。従つて猪突盲進は大に慎むべく、輕信淺慮は最も戒めなければならぬが、さりとて又退嬰や固陋に陥つてもならず、此等の點が予輩の最も細心の用意を必要とする次第である。



東叡山日記

扶桑是神國也 依正何非神明利益  
日域亦神孫也 僧俗誰冥神骨肉